

平成26年12月 川棚町議会定例会会議録 (第2日目)

平成26年12月9日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (16人)

1番	村井	達己
2番	竹村	一義
3番	福田	徹
4番	堀田	一徳
5番	三岳	昇
6番	毛利	喜信
7番	田崎	一幸
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	朝長	敏
11番	小田	成実
12番	田口	一信
13番	森田	宏
14番	久保田	和惠
15番	山口	隆
16番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	山口	栄	治
書記	小林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口	文	夫
副町長	山口	誠	実
教育長	古賀	信	雄
総務課長			
兼選挙管理委員会書記長	住吉	克	己
企画財政課長	大川	豊	文
国体推進室長	吉永	文	典
税務課長	中尾		剛
健康推進課長	成富	浩	樹
会計課長	三岳		昭
住民福祉課長	山中	美由	紀
産業振興課長			
兼農業委員会事務局長	太田	啓	寛
建設課長	照本	茂	法
ダム対策室長	福田	多	肥
水道課長	廣田	洋	一
教育次長	野上	英	了
行政係長	荒木	俊	行

- 日程第 1 報告第 11 号 専決処分の報告(平成 2 6 年度川棚町一般会計補正予算(第 5 回))
- 日程第 2 議案第 48 号 平成 2 6 年度川棚町一般会計補正予算(第 6 回)
- 日程第 3 議案第 49 号 平成 2 6 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 回)
- 日程第 4 議案第 50 号 平成 2 6 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 回)
- 日程第 5 議案第 51 号 平成 2 6 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第 2 回)
- 日程第 6 議案第 52 号 平成 2 6 年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 回)
- 日程第 7 議案第 53 号 平成 2 6 年度川棚町水道事業会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 8 議案第 54 号 川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 55 号 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 56 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 57 号 川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 58 号 川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 59 号 川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 60 号 公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町大崎自然公園)
- 日程第 15 議案第 61 号 公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町大崎保養・宿泊施設)
- 日程第 16 議案第 62 号 公の施設の指定管理者の指定の件(川棚町大崎温泉施設)
- 日程第 17 請願第 2 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
- 日程第 18 請願第 3 号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫

負担制度の堅持を求める請願

日程第 19 請願第 4 号 消費税 10%増税を中止する意見書提出についての
請願

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。

議 長 ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1、報告第11号「専決処分の報告（平成26年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」を議題とします。本件について報告を求めます。

町 長 皆様、おはようございます。

報告第11号「専決処分の報告（平成26年度川棚町一般会計補正予算（第5回））」について、ご報告をいたします。

この専決処分は、平成26年度川棚町一般会計補正予算第5回でありまして、その内容であります。去る11月21日の衆議院の解散に伴い、急きょ第47回衆議院議員総選挙が執行されることになり、さらに最高裁判所裁判官国民審査も併せて執行されるものであり、この選挙等に対応するため歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億5,484万1千円にしたもので、その経費の財源は全額県支出金によるものであります。したがって、この補正予算は地方自治法第180条第1項の規定に基づき制定されております町長の専決処分の指定に関する条例第2条第3号に規定する全額を国庫支出金、県支出金を財源とする経費の予算の補正を行うことという専決事項に該当するものであります。また今回の衆議院議員総選挙は、12月2日公示、14日投票という日程であり、ただちに関係予算を確保して対応する必要性が生じたことから、平成26年11月27日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、その内容について報告をするものでございます。なお、専決処分を行った補正予算の内容につきましては、企画財政課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

企画財政課長 それでは内容についてご説明いたします。3枚目をお開きくだ

さい。

今回の第5回補正予算の鑑でございます。今回、公示が12月2日でしたが、ポスター掲示板の設置、投票入場券の作成等、至急対応する必要がありましたので、11月27日の専決としたものでございます。それでは事項別明細書の歳入からご説明をいたします。6、7ページをお開きください。

歳入、14款県支出金、3項1目総務費委託金、衆議院議員総選挙委託金として650万円、見込まれる委託金額650万円を計上したものでございます。次に歳出についてご説明いたします。次のページをお開きください。

歳出、2款総務費、4項14目衆議院議員総選挙でございます。先ほど歳入でご説明いたしました見込まれる委託金650万円をもとに予算の組み立てを行っております。

衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の執行に必要な経費として、1節報酬から14節まで、それぞれ計上しております。主なものをご説明いたしますと、1節報酬費、報酬でございますが、選挙管理委員並びに投開票管理者及び立会人の報酬でございます。

3節職員手当等は、投開票事務に従事する職員の時間外手当でございます。

7節賃金については、臨時職員雇い上げの賃金でございます。旅費は説明会等の旅費でございます。

11節需用費、主なものとしましては入場券の印刷費、事務用品、光熱水費というものが主な内容でございます。

12節役務費につきましては、入場券選挙広報の郵送費が主なものでございます。

13節委託料、これはポスター掲示板の設置、撤去の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料は、ポスター掲示板のレンタル料といったものが主なものとなっております。8ページの財源内訳にございますように、この経費につきましては、全額県支出金によるものでございまして、一般財源の負担はなしとなっております。

以上が、平成26年度一般会計補正予算第5回の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10:06)

議 長 次に、日程第2、議案第48号「平成26年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第48号「平成26年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,638万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億123万円にしようとするものであります。

今回の補正の主なものは、歳入においては、町税における個人町民税並びに固定資産税の増額、歳出においては、人事院勧告に基づく給与または手当等の改定による人件費の増額並びに4月の人事異動による職員配置の変動に伴う人件費の増減、社会福祉関係費における国県支出金の精算確定による返納金の追加、農道新設改良費の追加、災害復旧費の追加などが主な内容であります。その他、当初予算編成後の事情変動に伴う、それに対応するために必要な事業費について計上したものであります。補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

企画財政課長 それでは内容についてご説明いたします。説明にあたりましては歳出からご説明し、次に歳入、そして第2表、地方債補正の順にご説明いたします。なお、今回の補正予算においては町長が申し上げましたように、歳出の人件費の補正として、人事院勧告による給与または手当等の改定に伴う増額に加え、4月の人事異動による職員配置の変更により、2節給料、3節職員手当等、4節共済費において、全編を通じて増減の補正が生じております。これにつきましては、総じて給与等の改定と人事異動という共通事項でございますので、説明に際しましては人件費の補正という表現で簡略にさせていただきますと思いますので、あらかじめご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは歳出17ページ、18ページをお開きく

ださい。

1 款議会費、1 項 1 目議会費でございます。細目の議会費、細目 2 の事務局費、いずれも人件費等の補正でございます。次のページをお開きください。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費でございます。これも人件費の増減の補正でございます。

4 目会計管理費でございます。1 2 節役務費に 1 3 万円を追加しております。これはコンビニ収納手数料の実績が伸びておりまして、それに対応した増でございます。

8 目電算管理費でございます。細目として社会保障税番号制度導入費の補正を行っております。これはいわゆるマイナンバー制度の事業でございます。これにつきましては、システム改修等の委託料の減、1 3 節の減が生じております。当初、未定でありました中間サーバーの設置について、共同集約化方式ということが決定されまして、その分市町村負担、1 9 節が生じております。

9 目諸費でございます。一般諸費において 1 0 万円の追加、これは地区防犯灯台風被害により対応する分が出ておりますので、追加をしております。なお、7 節と 1 1 節については、一般諸費の中の地域コミュニティ活性化事業の予算の組み替えを行ったものでございます。

次に地方バス路線運営事業費 1 4 6 万円の追加でございます。これは西肥バス内海線の補助でございますが、営業収益の減、営業経費の増によりまして補助額の増が出ておりますので、今回、補正を行っております。

1 1 目国体事業費、これはすべて人件費等の増でございます。

2 項徴税费、1 目税務総務費でございます。これも人件費の増の補正でございます。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、これも人件費の補正でございます。次のページをお開きください。

4 項 1 目選挙管理委員会費、これも人件費の補正でございます。

5 項 2 目統計調査費でございます。細目 1 工業統計調査費、これにゼロの印字が漏れておりますので、申し訳ありませんが、ゼロとご記入をお願いいたします。

その下の細目 8 国勢調査費、これもゼロの印字が漏れておりますので、ゼ

口とご記入いただくよう、お願いいたします。

3つの統計調査費でございますが、農林業センサス費に一部3万4千円の増を行い、その他について各節の組み替えを行ったものでございます。次のページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費でございます。細目1社会福祉総務費でございます。内訳としましては、人件費の増が24万8千円、そして残り431万3千円が23節国庫への返納金の増でございます。

細目9国民健康保険基盤安定費、これは853万3千円、すべて28節の追加でございます。

細目10国民健康保険事業費624万8千円の減でございますが、これもすべて28節繰出金の補正でございます。

細目14介護保険事業費でございますが、内訳としましては人件費の増が66万円、残り48万6千円が、28節繰出金の増でございます。

5目国民年金事務費でございます。これはすべて人件費の補正でございます。

2項1目児童福祉総務費、これも人件費の補正でございます。

2目児童措置費の保育所運営費でございますが、これは節間の組み替えを行ったものでございます。次のページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費でございます。これは25万2千円の追加でございますが、7節賃金の追加、4節共済費の追加、それに人件費の差引減が生じて25万2千円の増となったものでございます。

4目国民健康保険事業費、これはすべて人件費の増の補正でございます。

4目健康増進費は、歳出の補正はあっておりませんが、財源内訳、これは補助金の追加がっておりますので、財源内訳のみの補正でございます。

3項1目公害対策費、合併処理浄化槽費でございますが、今後、浄化槽の設置の増が見込まれますので、今回、追加を行ったものでございます。次のページをお開きください。

6款農林水産業費、1項1目農業委員会費でございます。

まず細目1農業委員会費でございますが、内訳としましては1節報酬におきまして7万6千円の増、これは農業委員の改選に伴う増でございます。残り97万2千円が13節の委託料の増でございます。これは法改正に伴う農

地台帳システムの改修の追加でございます。これにつきましては、財源内訳にありますように国庫支出金で全額充当されるものでございます。

細目3 機構集積支援事業費、これは7節から13節へ組み替えを行っております。事業費の増減はあっておりません。

2目 農業総務費、これにつきましては、全て人件費の補正でございます。

3目 農業振興費でございます。まず、細目1 農業振興費でございますが、5万円は旅費の追加でございます。

細目7 農地・水保全管理支払交付金等事業費でございますが、これは19節の追加でございます。これは多面的機能支払交付金事業の新規取組みが生じたので、追加をしております。

細目8 イノシシ緊急特別対策事業費でございます。これは19節の追加でございます。鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業が追加で出てまいりまして、今回計上しております。これについては全額補助で充当されるものでございます。

細目9 特産品販売宣伝事業費でございます。これは8節に8万円の追加をしております。そして、あと節間の組み替えも併せて行っております。また、財源内訳にありますように、その他60万円ということで、一部助成金を今回取り入れております。

細目17 農地中間管理事業費でございます。これは交付金の増額に併せて追加をし、なおかつ事業費の進捗に併せて節間の組み替えを行っております。

5目 農地費でございます。農道新設改良事業費でございます。内訳としましては、17節 公有財産購入費に290万円、補償費22節に30万円の追加としております。これは農道宮田1号線の拡幅に伴う追加ということで計上しております。

細目5 農村災害対策整備事業費でございます。これは事業費の増減はあっておりませんが、各節間の組み替えを行っております。次のページをお開きください。

7款 商工費でございます。これにつきましては、全て人件費の補正でございます。次のページをお開きください。

8款 土木費でございます。1項1目 土木総務費、これはすべて人件費の補正でございます。

2項2目道路維持費でございますが、これは7月から9月にかけて補助対象とならない小規模の災害復旧工事に対応しておりまして、その分不足が生じたので、今回、追加をしております。

3目道路新設改良費でございます。合計で22万円の減額となっておりますが、内訳としましては、町道三越線改良舗装工事、これにつきましては工事完了しまして、167万2千円、15節の減額が生じております。

県道大崎公園線道路改良地元負担金、これは19節に対応しますが、地元負担金の増が出ておりますので、今回、計上をしております。

3項2目ダム対策費、これはすべて人件費の補正でございます。

5項3目公共下水道費でございます。これは公共下水道特別会計の補正に併せた減額でございます。次のページをお開きください。

10款教育費、1項2目事務局費でございます。これはすべて人件費の補正でございます。

3項1目学校管理費の川棚中学校施設改良費でございます。これは受水槽漏水工事に緊急対応したため不足が生じたので、今回追加いたしております。

5項1目社会教育総務費でございます。2節給料から4節共済費までは、すべて人件費の補正でございます。

11節需用費は、成人式の地元特産品抽選会の物品購入の経費を今回、追加をしております。

2目公民館費でございます。需用費として光熱水費、電気料に不足が見込まれますので80万円の追加を行っております。

3目公会堂費、これにつきましても、まず需用費につきまして光熱水費、電気料の不足が見込まれますので、88万円の追加を行っております。

18節備品購入費につきましては、音響設備の更新、ひき割り幕の更新、この事業が完了しましたので、執行残を今回減額をしております。

7項学校給食共同調理場費、1目管理費の補正でございます。これもすべて人件費の補正でございます。次のページ。

11款災害復旧費でございます。1項1目農地農業施設災害復旧費でございますが、災害復旧工事の追加がっておりますので、今回、計上をいたしております。次のページをお開きください。

14款予備費でございます。これは歳入歳出見合いにより調整し、643万8千円の増額をおこなっております。以上が歳出の説明でございます。

次の39ページからは、人件費の増減を総括した給与費明細書をお付けしております。

それでは歳入についてご説明をいたします。7、8ページをお開きください。

1款町税でございます。1項1目個人町民税の細目、給与特別徴収分におきまして、2,050万円の追加が見込まれること。そして細目4として、年金特別徴収分として50万円が減ということで、差し引き2千万円の追加を行っております。

2項1目固定資産税でございます。現年度課税分において、800万円の増が見込まれることから、今回計上を行ったものでございます。

13款国庫支出金でございます。1項1目民生費国庫負担金でございます。これは国民健康保険基盤安定負担金概算決定により増が出ておりますので、今回追加を行っております。

2項2目衛生費国庫補助金、循環型社会形成推進交付金事業費補助金でございますが、内容としましては合併処理浄化槽の補助金の追加、国負担分の追加を計上しております。

5目総務費国庫補助金でございます。社会保障・税番号制度導入のためのシステム改修支援補助金として、これは交付決定に合わせた増を行っております。次のページをお開きください。

14款県支出金でございます。1項2目民生費県負担金でございます。国民健康保険基盤安定負担金、これも概算額が決定しておりますので、今回追加をしております。

2項3目衛生費県補助金でございます。がん検診等受診率向上対策補助金、これは追加決定がっておりますので、今回計上しております。

合併処理浄化槽設置整備費補助金でございますが、県負担分の追加を今回行っております。

5目農林水産業費県補助金でございます。まず農地・水保全支払交付金等事業補助金でございますが、推進事務費交付金の追加がっておりますので、20万円追加をしております。

次の細目のイノシシ緊急特別対策事業費補助金ですが、これは先ほど歳出で説明しましたイノシシ緊急特別対策事業費の追加でございます。

細目 1 2 農地中間管理事業費交付金、これは増額の決定がありましたので、今回追加をしております。

細目 1 3 農地台帳システム整備事業費補助金、これも 1 0 分の 1 0 の補助金ということで、今回計上しております。

1 1 目 農水施設災害復旧費補助金でございます。これは農水施設の災害復旧費補助金、追加をいたしましたけれども、この分の県負担分の計上でございます。

1 9 款 諸収入でございます。4 項 5 目 雑入でございます。これは地域特産品需要拡大支援事業助成金、これは特産品の販売宣伝促進事業に対する助成として、この助成金を活用するということで今回計上したものでございます。

続きまして、2 0 款 町債でございます。1 項 4 目 土木債でございますが、地方特定道路整備事業債でございます。これは道路新設改良事業費の減が生じておりますので、それに併せて町債も減額をしたものでございます。

7 目 災害復旧債でございます。農地農林施設災害復旧債としまして、補助災害復旧費の追加を今回行っておりますので、それに併せて町債も追加をしたものでございます。以上が歳入の内容でございます。

次に、第 2 表 地方債補正についてご説明をいたします。3 ページ、4 ページをお開きください。

第 2 表 地方債補正でございます。これが先ほどご説明いたしました 2 0 款 町債と対応するものでございます。変更として、地方特定道路整備事業債、補正後と補正前差引しますと差引 2 0 万円の減額ということになります。その下の段の、農地農林施設災害復旧債、これも補正後、補正前差引しますと 2 4 0 万円の追加となります。併せて、合計で 2 2 0 万円の追加、補正後の金額が 4 億 2, 5 7 0 万円という補正になります。

以上が、平成 2 6 年度一般会計補正予算第 6 回の内容でございます。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

1 2 番 田 口 1 4 ページの諸収入のところですが、この地域特産品需要拡大支援事業助成金という 6 0 万円は、どこからもらうのかというのを聞きたい

と思います。

企画財政課長 助成金の元としましては、長崎県市町村振興協会が行っている事業の助成金でございます。

1 5 番 山 口 今の田口議員の質問に関してでございますが、歳入でいけば14ページの諸費の地域特産品需要拡大支援事業助成金60万円ですね、これがどうかたちで歳出に上がってくるのか。歳出を見てもですね、28ページですね、特産品販売宣伝促進事業費8万円、これと関連しているのかどうか。この助成金がこれだけ入ってきて、これがどういうふうな特産品の拡大支援事業等に支出されているのか、そこの説明をお願いしたい。

企画財政課長 お答えいたします。まず歳出の28ページでございます。ご指摘のとおり特産品販売宣伝促進事業費、この事業費の補正は8万円の追加のみとなっております。これにつきましては、当初予算におきまして、120万円の計上を行っております。この段階では、この助成金対象になるか、まだ未定でございましたので、当初予算においては歳入の充当はしておりませんでしたけれども、今回、イイ肉感謝祭等の事業が終わりまして、その残余が生じるということが出ましたので、この事業につきましても120万円のうちの2分の1の助成が見込めるということで、歳入の60万円を行ったものでございます。

歳出についての8万円は、その後事業計画をする中で、報償費、関係団体への謝礼金等が生じるということで8万円の追加を行ったものでございます。以上、ご説明いたします。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第48号「平成26年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第48号「平成26年度川棚町一般会計補正予算（第6回）」は、原案のとおり可決されました。

(10:33)

議 長 次に、日程第3、議案第49号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第49号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,008万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,956万2千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出からご説明いたしますので、16、17ページをお開きください。

2款保険給付費、1項2目退職被保険者等療養給付費は、支払基金からの医療給付費交付金決定による財源内訳の変更です。同じく1項3目一般被保険者療養費及び2項2目退職被保険者等高額療養費は、当初、予算に対し給付の伸びにより増加傾向にあるため、不足分を見込み計上したものであります。次のページをお願いいたします。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費につきましては、国及び県の負担金交付決定により財源内訳の変更であります。同じく2項2目あんま、はり、きゅう施術費、これらに対する補助費が当初予算に対しまして増加傾向にあるため不足分を見込み計上したものであります。次のページ

をお願いいたします。

12款1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより増額補正をするものであります。次に歳入をご説明いたします。6、7ページをお開きください。

3款国庫支出金、1項3目特定健康診査等負担金は、平成26年度分として交付決定通知に基づき当初予算との差額20万円を増額補正するものであります。次のページをお願いいたします。

4款県支出金、1項2目特定健康診査等負担金につきましても、先ほどの国庫補助金と同じく交付決定に基づき増額補正をするものであります。

5款療養給付費交付金、1項1目療養給付金交付金は、支払基金からの平成26年度交付額決定に伴い増額補正をするものでございます。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金228万5千円の増額補正は、説明欄に記載しております、それぞれの繰入金等に係る概算算定額の通知に基づきまして当初予算との過不足分を補正するものであります。次のページをお開きください。

11款諸収入、3項2目一般被保険者第三者納付金は、交通事故が原因の第三者行為損害賠償請求によります納付金を受け入れたものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第49号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

（10：40）

議 長 次に、日程第4、議案第50号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第50号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,457万4千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。6、7ページをお開きください。

歳入の1款後期高齢者医療保険料、1項2目普通徴収保険料につきましては、保険料実績見込みによりまして、増額補正をするものでございます。

次に、歳出になります。8、9ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましても、歳入でご説明いたしました保険料納付額が増加する見込みによりまして、広域連合へ納付する納付金を増額補正するものでありま

す。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第50号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 43)

議 _____ **長** 次に、日程第5、議案第51号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第51号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計補正

予算（第2回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,880万7千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

健康推進課長 それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳出から説明いたしますので、10、11ページをお開きください。

1款総務費、1項1目総務管理費につきましては、介護保険制度改正に伴いますシステム改修費の増額補正でございます。次のページをお開きください。

5款基金積立金、1項1目介護給付費基金積立金は、平成25年度におきまして、約5,800万円の繰り越しとなり、今年度の給付費につきましてもおおよその見込みが立ちましたので、来年度からの第6期介護保険事業計画、いわゆる介護保険料の改定に備えるべく、2千万円を基金へ積み立てるものであります。次のページをお開きください。

予備費は歳入歳出の見合いにより、2千万円を減額補正するものであります。次に歳入についてご説明いたします。6、7ページをお開きください。

3款国庫支出金、2項3目介護保険事業費補助金は、歳出でご説明いたしました介護保険制度改正に伴いますシステム改修費に対する国庫補助金でございます。補助率は事業費の2分の1となります。次のページをお開きください。

8款繰入金、1項3目その他一般会計繰入金ですが、ここも先ほどご説明いたしました介護保険制度改正に伴いますシステム改修費に対する町負担分、事業費の2分の1を一般会計から繰り入れるものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

12番田口 13ページですが、基金の積立金について、保険料の改定に向けて基金を積み立てるという説明をされましたが、そのつながりがよく分

からないので、もう少し説明をお願いします。

健康推進課長 基金の積立金でありますけれども、25年度の繰越金として、5,800万円が繰越となっております。その分を基金として2千万円積み立てるわけですが、介護保険料というのが、3年に1度改正となります。27年度が介護保険料の改定時期となりまして、その分に向けて予備費として置いておくのではなくて、基金を積み立てて、なるべく有利な運用を図っていくということで今回、2千万円を積み立て、そして第7期の介護保険計画によりまして介護保険料の改定に保険料をなるべく安く抑えるために、そのために基金として積み立てておくという分でございます。以上です。

議 _____ **長** 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第51号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決されました。

(10:50)

議 _____ **長** 次に、日程第6、議案第52号「平成26年度川棚町公共下水

道事業特別会計補正予算（第2回）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長 議案第52号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由のご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億2,393万1千円にしようとするものであります。補正予算の詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

水道課長 それでは説明いたします。歳出から説明いたしますので、10、11ページをお開きください。事項別明細書で説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費ですが、2節の給料から4節共済費につきましては、人事院勧告に伴う給与改定などに伴うものであります。

2目管渠管理費ですが、11節の需用費はマンホールポンプ場の電気料が夏場の流入の増加など、当初より増となる見込みから増額するものであります。

4目都市下水路管理費ですが、11節の需用費は地区要望として緊急に対応する必要がありました成宇津都市下水路の数石地区樹木等伐採業務を委託費として、当初の需用費から流用して対応したものでございまして、今後、発注を予定いたしております下組ポンプ場の修繕のために戻し入れをするものであります。次に12、13ページをお願いいたします。

2款建設費、1項1目下水道建設費ですが、2節の給料から4節共済費につきましては、人事異動、それから給与改定に伴うものであります。

13節委託料と15節工事請負費は、小串地区污水管渠工事に伴い、JR大村線の踏切2カ所、1カ所目は小串郷踏切、小串郷駅より川棚駅側の踏切、もう一カ所が大崎入り口踏切、ゆい窯さんの下の踏切であります。この2カ所の踏切については、推進工事での横断を計画しておりますが、JRとの協議により推進工法での施工に際して、列車荷重を考慮した詳細設計が必要となりましたので、工事請負費からの組み替えとして委託費を増額するものでございます。次に14、15ページをお願いいたします。

3款公債費、1項2目の利子でございまして、財源の組み替えによるものでございます。特定財源のその他、一般会計繰入金を減額し、一般財源とし

て下水道事業特別会計の下水道使用料からの支出を増額するように組み替えたものであります。次に6、7ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。4款繰入金、1項1目一般会計繰入金であります。歳入歳出の見合いにより、また繰越金の確定に伴い減額するものでございます。8、9ページをお願いいたします。

5款繰越金、1項1目繰越金でございますが、繰越金の確定に伴い増額するものでございます。16ページには、給与明細費を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第52号「平成26年度

川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

（10：57）

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

（…休 憩…）

（11：15）

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

（11：16）

議 長 ここで、健康推進課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

健康推進課長 先ほど、田口議員の質問に対しまして、私が第7期介護保険計画に向けてと申しましたが、平成27年度から策定する計画につきましては、第6期の介護保険事業計画となります。つきましては、第6期介護保険事業計画、介護保険の事業の運用に備えてということで、訂正をさせていただきたいと思っております。

議 長 次に、日程第7、議案第53号「平成26年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第53号「平成26年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入および支出の部で、支出において12万8千円を増額し、支出予算の総額を2億9,590万7千円にしようとするものであります。補正予算の詳細につきましては、水道課長より説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

水 道 課 長 それでは説明をさせていただきます。5ページをお開きください。補正予算実施計画説明書により説明いたします。

収益的収入及び支出についてでございますが、収入についての補正はございません。支出につきまして、1款1項営業費用の2目浄水費は、薬品費について実績に基づき不足する見込みでありますので増額するものであります。

3目配水及び給水費は、動力費、電気料金について浄水場からの送水及び

中継池からの配水池への送水にかかるポンプ等の運転にかかるもので、実績に基づき不足する見込みでございますので、増額するものであります。

5目総係費は、給料から退職給与金までについては、人事異動並びに人事院勧告に伴う給与改定などに伴う補正と、新公営企業会計に伴う引当金の処理によるものでございます。次に1ページにお戻りください。

第2条、ここには当初予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正を記載しております。

第3条、ここには当初予算第7条に定めた議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正を記載しております。なお、3ページから4ページには実施計画書、6ページにはキャッシュフロー計算書、7ページには補正給与費明細書、8ページには損益計算書、9ページから10ページには貸借対照表を記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号「平成26年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって議案第53号「平成26年度川棚町水道事業会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

（11：22）

議 **長** 次に、日程第8、議案第54号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」から日程第10、議案第56号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 **長** それでは議案第54号から議案第56号までを一括して提案をさせていただきます。

まず、議案第54号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

国においては、今年度の人事院勧告に沿って一般職の給与が改定され、これに併せて特別職の給与、期末手当についても所要の措置が講じられております。本町の議会議員の期末手当につきましては、これまで特別職の支給月数に準じていることから、今回、国の特別職の支給月に合わせるために一部改正しようとするものであります。

次に、議案第55号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

国においては、本年度の人事院勧告に沿って一般職の給与が改定され、これに併せて特別職の給与、期末手当についても所要の措置が講じられております。町長及び副町長の期末手当については、これまで国の特別職の支給月数に準じていることから、今回、国の特別職の支給月に合わせるため一部改正しようとするものであります。

次に、議案第56号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

今回の職員の給与改定につきましては、人事院の勧告と、県の人事委員会の勧告を受けての改正であり、職員の給与は、これまで国公に準じて改正し

てきておりまして、改正内容は月例給を引き上げるための給料表の改正と、通勤手当の引き上げ、そして勤勉手当の支給率の引き上げについて改正しようとするものであります。以上、提案理由とさせていただきますが、補足説明を総務課長にさせますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

総務課長 それでは補足説明をいたします。議案第54号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」から説明をいたします。新旧対照表によりまして説明いたしますので、次のページをお開き願います。

第5条期末手当についてですが、町長が提案しましたように、国の特別職の期末手当の支給率が改正されましたので、その改定率に合わせるため12月の支給率の100分の155を100分の180に引き上げようとするものでございます。これによりまして、議員の期末手当の総支給率は100分の310となりますが、この率につきましては、次の3月議会におきまして、平成27年度以降の6月と12月の支給割合を変更する予定といたしておりますので申し添えます。改正本文に戻っていただきまして、附則でございませう。

第1項、施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行することとし、12月期末手当の基準日であります平成26年12月1日にさかのぼって適用することといたしております。

第2項、期末手当の内払いでございますが、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすといたしております。したがって、今回の改正によりまして支給されます期末手当は、差額での支給ということになります。

次に、議案第55号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。これも新旧対照表をお開き願います。

第2条、期末手当の改正でございますが、町長が提案しましたように、国の特別職の期末手当の支給率が改正されましたので、その改定率に合わせるため12月の支給率の100分の155を100分の180に引き上げようとするものでございます。これによりまして、町長及び副町長の期末手当の

総支給率は100分の310ということになりますが、この率につきましては、次の3月議会におきまして、平成27年度以降の6月と12月の支給率を変更する予定といたしておりますので申し添えます。改正本文に戻っていただきまして、附則でございます。

第1項、施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行することとし、12月期末手当の基準日であります平成26年12月1日にさかのぼって適用することといたしております。

第2項です。給与の内払いでございますが、改正後の条例を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすということにいたしております。したがって、今回の改正により支給されます期末手当は、差額での支給ということになります。

次に、議案第56号でございます。「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、今回の人事院勧告では、50人以上の民間企業の賃上げの動向を反映をして、今年度の国家公務員の月例給について若年層を中心に、平均0.3%の引き上げを行っております。県の人事委員会の勧告とも同じ内容でありますので、本町においても勧告どおりに改正しようとするものでございます。失礼しました。新旧対照表をお開き願っておきたいと思っております。

次に、通勤手当の改正でございますが、第10条第2項第2号の改正案のとおり、通勤手当についても民間企業の動向を反映しての勧告となっております。通勤のための自動車等の使用する職員について、通勤距離の区分に応じ改正しようとするものでございます。改正額については、新旧対照表の第2号イ以降の分でございます。

次に、第16条の4、勤勉手当でございますが、勤勉手当の改正につきましても人事院勧告と県の勧告と同様に改正するもので、第16条の4第2項第1号の改正案のとおり、現行の支給率100分の67.5を100分の82.5に、第2号では、再任用職員の支給率を100分の32.5から100分の37.5に、附則第11項では、6級職及び55歳を超える勤勉手当減額対象職員の支給率を100分の1.0125を100分の1.2375とし、6級職員で最低号給に達しない職員の支給率を100分の67.5か

ら100分の82.5に改正しようとするものでございます。次に、改正文の最終ページをお開き願います。給料表の下でございます。

附則でございます。附則第1項、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行することとし、平成26年4月1日にさかのぼって適用することといたしております。ただし、条例第16条の4第2項、勤勉手当につきましては、基準日であります平成26年12月1日にさかのぼって適用することといたしております。

附則第2項、給与の内払いでございますが、改正後の条例の適用をする場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正前の規定による給与の内払いとみなすことといたしております。したがって、今回の給与改定に伴います給与につきましては、差額による支給ということになります。

以上で、補足説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

1 3 番 森 田 議案第54号と55号について質疑をいたします。議員と町長、副町長の関係ですね。

人事院勧告ということは、そうでありましようけれども、川棚町にはですね、特別職報酬等審議会というのがあるわけですね。そちらの方に諮問したのか、あるいはしなかった場合、する必要がなかったのか、その説明をお願いいたします。

総 務 課 長 ただいまのご質問は、今回、改定いたしました件について、特別報酬等審議会を開催していないのかという件でございますが、報酬審議会等については、基本額を変える場合に審議会を開催いたしております。支給率、いわゆる今回のようなものにつきましては審議会は開催しておりません。給与、いわゆる報酬、そのものの額を変更することに審議会を開催しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

4 番 堀 田 議案第55号で町長及び副町長の給与に関する条例が発案されておりますけれども、教育長も本来ならばなるんじゃないかと思っておりますけれども、条例としては、別に教育長の給与勤務時間というふうに設けられておりますけれども、今回は教育長の改定はないのでしょうか。

総務課長 教育長の給与の改定が今回提案されていないという質問でしたが、教育長の給与につきましても条例で定めておりますけれども、教育長の給与の条文の中には、支給率については町長、副町長に準じるという文言で表しておりますので、今回、あえて提案する必要はございませんでしたので、ご理解をいただきたいと思います。

議長 他に質疑はありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから一件ごとに討論、採決を行います。議案第54号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の原案に対する反対者の発言を許します。

8番波戸 川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

特別職等についても、今回の人事院勧告が官民の比較の上に成り立っていることや、一般職員とのバランスを考慮し、ほとんどの自治体で一般職と同水準に引き上げていることは理解しているところでございます。しかしながら、議員報酬の期末手当100分の25引き上げについては、本町の財政が厳しいところであり、今回の改正には反対いたします。

議長 次に、賛成者の発言を許します。

12番田口 人事院勧告に沿って、国に準ずるかたちで改正がなされるということですので、私は賛成いたします。

議長 次に、反対者の発言はありませんか。

14番久保田 議案第54号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての反対討論を行います。

この条例は、12月に支給される期末手当100分の150を改め100分の180を乗じて得た額に改正するものです。次に改正されようとしている議案第58条「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」では、町民の国保世帯への保険料の増額を求めるものとなっており、負担を押し付ける内容になっています。私たちが町民の方々へ行ったアンケートによれば、7割の方々が最近の暮らしは悪くなったと答えられております。このことを考えると議員の報酬を上げるべきではないと考え、よって反対します。

議長 次に、賛成者の発言を許します。

1 3 番 森 田 54号、55号、56号ともに関連があるんですが、私はここで賛成をしておかないと、後で問題が起こるかもしれませんので、これですね、人事院勧告というのは数年ぶりなんですよね。今の安倍内閣のそういう政策によって人事院も、それに見習いで上げようということで、今物価が非常に低迷している中で、給料を上げないと景気が良くなれないと、そういう前提があるんですよ。したがって、我々特別職のそういう報酬も上げるのは当然ではないかと思っておりますので賛成いたします。

議 _____ **長** 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

議 _____ **長** 賛成者の発言はありますか。

(発言なし)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって議案第54号「川棚町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(11:45)

議 _____ **長** 次に、議案第55号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第55号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって議案55号「町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(11:46)

議 **長** 次に、議案第56号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第56号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第56号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(11:46)

議 長 次に、日程第11、議案第57号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第57号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の規定に基づき、国民健康保険施行令の一部改正が、平成26年11月19日に公布をされたところでございます。この施行令改正により、川棚町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じ、出産育児一時金の支給額について、条例の一部改正を提案するものであります。なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明させますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

健康推進課長 それでは「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の内容について、ご説明いたします。

改正の概要でございますが、先ほど町長が説明しましたとおり、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、川棚町国民健康保険条例中第8条、出産育児一時金の支給額の改正を提案するものであります。現在、出産育児一時金につきましては、39万円とされており、産科医療保障制度に加入している産科医での出産は、この産科医療保障制度における掛け金分3万円が加算され、合計42万円が支給されています。この産科医療保障制度と申しますので、分娩に関連して重度の脳性マヒとなった赤ちゃんが速やかに保障を受けられる制度で、分娩を取り扱う医療機関が加入する制度であります。このたび、産科医療保障制度における掛け金が3万円から1万6千円に引き下げられたことによりまして、そのままでは39万円プラス掛け金分1万6千円の合計で、40万6千円の支給額となります。今回の施行令改正では、この出産費用の動向を勘案しまして、この減額分を補てんするため、現行の39万円を40万4千円に引き上げるものでございます。結果、産科医医療保障制度に加入している産科医で出産される方にとっては、今までどおり42万円を支給され、支給額に変更はなくなるということになります。それでは、新

旧対照表によりましてご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。

国民健康保険条例第8条第1項における出産育児一時金の支給額を39万円から40万4千円に改めるものです。また、施行期日は平成27年1月1日としております。なお、加算分の額につきましては、規則で定めることとなっておりますので、この一部改正が決定されましたら、川棚町国民健康保険給付規則において、加算額を3万円から1万6千円に改定することとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

14番久保田 今おっしゃいました産科医療保障制度、これが1万6千円に引き下げられた。例えば、ここの町内にいらっしゃって、実家で引き下げられたところで分娩した場合、その時はその町で保障されるということになるのでしょうか。

健康推進課長 この医療保障制度というのは、先ほども申しましたとおり、医療機関が加入する保険制度であります。先ほど申された町外、町内で分娩される方に対する分については、差はなくて、ここに加入しているかしていないかというのが差になります。今ですね、加入とか、加入をしている、していないという医療機関については、把握をしておりませんが、平成24年度は14件ございましたが、その支払いにつきましては、全て加入の医療機関でありました。25年度につきましては、20件中1件が未加入のところでもございました。ですから、ほとんどの医療機関では、産科医療保障制度に加入されているものと思われま。

14番久保田 例を話していいのでしょうか。加入をされているんですけども、昨日、川南町の議員と話したときに、この1万6千円に引き下げて42万円に改正をしたんですね。うちのように3万円になっていないわけですよ。補てんしていない。だからそういうところで出産した場合はどうなるのでしょうか。

健康推進課長 うちの国民健康保険の被保険者であれば、うちの制度が適用になります。

議 長 他に質疑はありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わ

ります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号「川棚町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第57号「川棚町国民健康保険条例」の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

(11:56)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩いたします。

(…休 憩…)

(13:00)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、日程第12、議案第58号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第58号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

川棚町国民健康保険税条例の税率につきましては、平成24年4月1日に改定し、これまで国民健康保険事業を運営してきたところでございます。し

かしながら、本町の国民健康保険財政は医療技術の推進の高度化による医療費の増加、高齢化の進展による就業被保険者の減少、景気回復と言われながらも被保険者の所得額に伸びがみられないことなどから、賦課総額も減少傾向にあり、大変厳しい状況となっております。また、財政調整基金も平成25年度末で約9,700万円の残高ですが、近年は約2千万円程度ずつ取り崩して運営をしており、このままでは基金も枯渇してしまい、国民健康保険事業の運営に支障をきたす恐れがあります。以上のような理由から、税率改正の検討を指示し、川棚町国民健康保険運営協議会においても協議をしていただき、ご理解を得ましたので、川棚町国民健康保険税条例の一部改正による税率改正についてご提案を申し上げます。なお、改正の内容につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

健康推進課長 それでは「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の内容について、ご説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険税賦課総額の増額を図るため、税率を改正しようとするものであります。別紙、新旧対照表のご説明をする前に、今回の改正をする理由と基本的な考え方をご説明申し上げます。

本町の国民健康保険財政は、医療費の増加、高齢化の進展や、被保険者の所得額に伸びが見られないことなどから、賦課総額も減少傾向であること。また、財政調整基金も現状のような運用では、基金も枯渇する恐れがあること。国民健康保険特別会計は、一般医療費の増加など、極めて予測がつかない支払いも考えられることから、一定額は財源として確保することが必要であること。これらが改正を提案する主な理由であります。なお、税率改正の基本的な考え方としては、次の点について配慮いたしました。

一つ目は応能割、応益割の割合については、国の標準割合である50対50を基本として、それぞれ48%から58%の範囲内とすること。

二つ目として、資産割額の税負担割合を低所得者層の生活に与える影響を考慮し、また市町村国保の広域化に向けた動向などを勘案して、資産割率の廃止に向け、資産割率の配分比率を段階的に下げていくこと。

三つ目として、今後の国民健康保険財政の収支均衡を図るため、保険給付費などの歳出見込額と、それに伴う国庫支出金などの歳入見込み額を試算し、

その差額を国保税必要額とすること。

四つ目として、この必要額を設定しながらも、この差額を解消するためには、多額の被保険者への負担増を強いることとなるため、すべての財源不足の解消とはなり得ませんが、できる限り改定率を低く抑えるため、今後も基金を活用し、増収額を約1千万円程度、3.35%の増収となるよう設定いたしました。

資料としてお配りしております改定税率案の増減表をご覧ください。

先ほど述べました基本的方針を踏まえまして、改定案として応能分の所得割率を医療分、後期高齢者支援分、介護納付金分、合計いたしまして現行の100分の11.6から100分の12.55へ、資産割率を現行の100分の40から100分の30へ、また応能分の均等割額を現行より2千円増の4万200円、平等割額を900円増の3万3,400円としております。下の表になりますけれども、この改定案をもとにして、現在の世帯構成、所得で算定いたしますと、改定後では一般の一世帯あたりの平均負担額は16万107円で、改定前と比較し年間6,191円の負担増になります。また、一人あたりの平均負担額では、10万730円で、改定前と比較し年間4,280円の負担増になります。それでは新旧対照表によりましてご説明いたします。

新旧対照表の第3条から第5条の2までは、医療分の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額をそれぞれ定めております。次のページの第6条から第7条の3までは、後期高齢者支援分の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額をそれぞれ定めております。8条から第9条の3までは、介護納付金分の所得割額、資産割額、均等割額、平等割額をそれぞれ定めております。

第23条ですが、国民健康保険税の減額にかかる条項でございます。ここでは、低所得者の方への軽減制度について、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減がございしますが、今回の改正案によります医療分、後期高齢者支援分、介護納付金におけるそれぞれの均等割、平等割の部分にかかるものについて、軽減される金額、つまり差し引かれる金額も連動して改正されるものが示してございます。

第23条の1号、ここでは(1)ということでは表してありますけれども、この部分が7割軽減の分であります。

第2号が5割軽減の分、第3号が2割軽減の分の改正であります。なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から施行するものであります。また、改正後の川棚町国民健康保険税条例第3条から第9条の3及び第23条の規定は、平成27年度以降の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税につきましては、従前の例によるものであります。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

1 2 番 田 口 この保険税条例の改正によって、増収は1千万円と前に聞いたように思いますが、そうですかということと、それから3年前の改正によって、その時に8千万円の収支差額があったのを、3年前の改正によって6千万円は解消すると。ただし、2千万円は収支差額が残るので、結局、毎年2千万円ずつ基金を取り崩すというふうになって、この3年間来ておるわけですが、今回、これで1千万円を増収するとすれば、なお1千万円が収支差額が残るわけでありましてけれども、それについてはどうなのかと。すなわち2つの考え方があり得ます。給付費用を抑えることによって、残りの1千万円は解消しましたから今回の改正は1千万円を増収でいいんですよという考え方もあり得ますし、残りの足りない1千万円は、引き続き基金を取り崩して対応しますという考え方もあり得ますので、どっちの考え方なのかというのをお聞きします。そうしますと、1千万円の赤字がまだ残るとすれば、さらにまた何年か後に改定の必要が出てくるんじゃないかと思われまして、その点についてはどのようにお考えなのかということをお聞きします。

健康推進課長 初めに、今回の増収額を1千万円程度見込んでいるかということですが、そのとおり、今回のこの改定では、今の被保険者の人数とか、世帯の構成であるとか、収入、そういった部分を税収にかけたときに、今の税収と、改定後の税率をかけたときに1千万円程度の差が出るということで計算して、上げております。

前回の8千万円足りないところを6千万円上げる改定をし、今後の見込みということですが、資料の2枚目をご覧いただきたいと思います。これが24年、25年につきましては実績であります。26年度、27年度、

28年度は見込みとなっております。前回、24年度に改正いたしました。24年度の歳入を見てみると、18億4千万円が歳入であります。歳出の合計のところを見ていただきますと、18億2,700万円が歳出となり、翌年度の繰越金が2千万円ほどございます。ただ、ここでは2千万円の基金を取り崩して2千万円投入して、翌年度に2千万円残っているという考え方です。25年度も見ていただきますとおり、翌年度繰越額が2,931万1千円ということになっておりますけれども、これも前年度の繰越金2千万円と基金の繰入金2千万円を足したところで2,900万円が残っているという状況であります。単年度で見ると1,100万円が不足していると。このように前年度の繰越金を入れて、2千万円ずつ取り崩してもこれだけの単年度の収支で赤字が出ているという状況であります。したがって、このまま2千万円ずつを取り崩していきますと、28年度には基金残高が決算年度末の現在高状況で3,700万円まで落ちる状況であります。このような財政状況から、今2千万円ずつを取り崩しておりますけれども、そのうちの1千万円ずつを確保していきたいという今回の改正であります。この28年度で3,700万円残る、今残高の予定なんですけれども、この改正をすることによって1千万円ずつが積み上がって、5,700万円ぐらいの基金の保有をしておきたいというところでございます。

先ほど言われましたとおり、今後29年度に市町村国保の広域化が見込まれております。その中で、どのような運営をされるかというのは決まっておりますが、おそらく今、指針が示された分では、あまり市町村の国保運営の違いはございませんので、今後とも基金の保有というのは必要になってくると思われま。また2年後には、広域化の方針がはっきりしていることもありますし、その中で税率の改正を再び協議する必要があるものと思われま。以上です。

14番久保田 この資料によりまして、4ページの資料で見て、年度末の状況で被保険者数と、それから介護保険の第2号被保険者数の減り具合を見ればですね、被保険者数の減り具合よりも介護保険第2号被保険者の減り具合が、ぐっと加速をしているんですね。それはどういうふうに解釈すればよろしいんですか。働く就労年齢の方達が少なくなったということでしょうけれども、共済保険に加入者が増えたのか、社会保険に増えたのか、そういうふうに解

積すればいいのか、どう解釈すればいいのかお尋ねします。

健康推進課長 久保田議員がおっしゃっているのは、介護保険の2号保険者数のことでしょうか。

1 4 番久保田 介護保険2号被保険者のところも、被保険者数に対して、2号被保険者の方が減り具合が大きいというふうに、これから見て取れましたので、そこをお尋ねしています。下の表です。

健康推進課長 ここの介護保険第2号被保険者数というのは、40歳から64歳までの保険者数ですので、ここの年代が減っているというところですよ。理由については、人口構成によるもので減っているというところですよ。

5 番 三 岳 一点だけお尋ねをしたいと思います。先ほどの課長の説明の中でですね、資産割ですね、応能分の資産割というのは、低所得者の負担を軽減するという表現があったと思いますが、低所得者についてはですよ、いわゆる7割とか5割の軽減措置がありますよね。そういったことで、資産割が直接そういうとに結びつくのかなとちょっと思ったんですが、いずれにしても将来的には資産割というのは、なくすと。ゼロになるというふうになんか思っているんですけども、今回はですね、10%引き下げておられますので、例えば29年の広域化の時にはですよ、その率がさらに下がっていくということをご想定しておられるかお尋ねします。

健康推進課長 先ほど、資産税率の廃止に向けての、資産税率の配分比率を段階的に下げていく方向に進めたいということで述べました。その中には、様々な理由がございまして、これは全国的にですね、この資産税率については廃止の方向に向かっております。主な理由としましては、収益を生んでいない固定資産への負担に対する抵抗感が強いと。それから固定資産税との重複課税との捉え方が強い。そして、所得がない方にも資産割は賦課されるため、低所得者層の負担となっている。後期高齢者医療保険料及び介護保険の保険料には、資産割はなく、他の保険料との不均衡感があると。5つ目としては、先ほど言いました市町村国保の広域化に向けた環境整備を図っていくと。これらが主な資産割の廃止に向けての主な理由でございます。

5 番 三 岳 次の29年度の改定の時には、ゼロということをご想定しておいでよろしいんですか。

健康推進課長 この広域化に向けて、都道府県と市町村の役割の方向性という

のが国から出されております。その中で、財政運営は都道府県、そして市町村は都道府県が定める分布金を納付すると。その分布金を納めるために必要な保険料率を定め、保険料を賦課徴収するというのが市町村の今のところの役目となっております。この保険料率を定めるときに、29年度からいきなりゼロということにはなりかねるのかなと思っております。段階的に下げていく必要があるのではないかと考えております。

都道府県につきましては、この保険料の保険料水準の平準化に向けた取り組みがされると思いますけれども、この保険料水準が急激に変化することのないように、必要な措置を相当程度の期間設けることを検討されておりますので、いきなり29年度から資産割率をゼロにするということにはならないと考えております。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、総務厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議案第58号「川棚町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(13:28)

議 _____ **長** 次に、日程第13、議案第59号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ **長** 議案第59号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、川棚町福祉医療費の支給に関する条例において、条項ずれが生じたため、その一部を改正しようとするものであります。なお、詳細につきましては、住民福祉課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきます

よう、よろしくお願ひいたします。

住民福祉課長 それではただいま町長から説明がありました内容につきましてご説明いたします。

川棚町福祉医療費の支給に関する条例は、障害者、乳幼児、母子家庭における母と子、父子家庭における父と子及び寡婦等に対し、医療費の一部を支給することを目的に制定されておりますが、平成26年9月25日に公布されました児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（昭和26年9月25日政令第313号の施行）による児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、本条例の定義において、条項ずれが生じたため、その一部を改正しようとするものでございます。一枚めくっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。

改正前の第2条第5項及び同条第6項中に児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第1条の3第2号とありますところを、児童扶養手当法施行令第2条第2号に改め、また、今回の改正に伴い第2条第4項及び第5条第2号中、扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）とありますのを、児童扶養手当施行令、括弧の中を省略いたしまして、改めようとするものでございます。前のページに戻っていただきまして、附則についてでございますが、この条例は公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用することといたしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 これから質疑を行います。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

（発言なし）

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

（発言なし）

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案59号「川棚町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(13:32)

議 長 次に、日程第14、議案第60号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」から、議案第62号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」を、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第60号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」及び議案第61号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎保養・宿泊施設）」並びに議案第62号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」について、一括して提案理由を説明いたします。

まず、議案第60号についてであります。川棚町大崎自然公園の指定管理期間が平成27年3月31日となっていることから、新たな指定管理者の指定について提案するものであります。この指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項において、「指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない」と規定されており、また、川棚町大崎自然公園設置条例第6条においては、「町長は前条の規定により申請があったときは、次の各号に掲げる基準により、指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定する」と規定されております。このことにより、指定管理者の候補を次のとおり選定したので、指定管理者として指定したく議会の議決を求めるものであります。

議案書の記載のとおり、施設の名称は川棚町大崎自然公園であります。指定管理者は、長崎県東彼杵郡川棚町小串郷 2 7 2 番地、一般社団法人川棚町観光協会会長松尾潤治氏です。指定期間は、平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの 5 年間といたしております。

次に、議案第 6 1 号について説明をいたします。川棚町大崎保養・宿泊施設の指定管理期間が、平成 2 7 年 3 月 3 1 日となっていることから、新たな指定管理者の指定について提案するものであります。この指定管理者の指定につきましても、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項において、「指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない」と規定されており、また、川棚町大崎保養・宿泊施設設置条例第 7 条においては、「町長は指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定する」と規定されております。このことにより、指定管理者の候補を次のとおり選定したので、指定管理者として指定したく議会の議決を求めるものであります。

施設の名称は、川棚町大崎保養・宿泊施設、指定管理者は長崎県東彼杵郡川棚町小串郷 2 7 2 番地、一般社団法人川棚町観光協会会長松尾潤治、指定期間は平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日までの 5 年間でございます。

次に、議案第 6 2 号についてご説明いたします。川棚町大崎温泉施設の指定管理期間が、平成 2 7 年 3 月 3 1 日となっていることから、新たな指定管理者の指定について提案するものであります。この指定管理者の指定につきましても、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項において、「指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない」と規定されており、また、川棚町大崎温泉施設設置条例第 8 条においては、「町長は前条の規定により申請があったときは、次の各号に掲げる基準により、指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定する」と規定されております。このことにより、指定管理者の候補を次のとおり選定いたしましたので、指定管理者の指定について議会の議決を求めるものであります。

施設の名称は、川棚町大崎温泉施設、指定管理者は長崎県東彼杵郡川棚町小串郷 2 7 2 番地、一般社団法人川棚町観光協会会長松尾潤治、指定期間は

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

詳細につきましては、この後、産業振興課長から説明をいたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

産業振興課長 それでは私の方から「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」について、補足説明を行います。

町では、指定管理者の候補の選定を行う方法について協議を行っております。その結果、次期指定管理者の候補として、一般社団法人川棚町観光協会を指名することとなりました。理由といたしましては、くじゃく園で飼育している鳥類や動物の管理運営につきましては、専門知識や専門技術が必要であり、長期の視点に立って運営や人材育成が必要である。また、くじゃく園は、広く住民等が自然と親しめるように入場料を無料化しているため、収入が限られている。くじゃく園以外の施設に大崎キャンプ場、大崎海水浴場などがありますが、入場料をいただく有料期間が年間のうちで一部であるため、収入は限られるため、公募の制度にはなじまないものと考えられます。また、観光協会については、大崎自然公園の指定管理制度を導入する以前から、管理運営に携わっており、当該施設及び機械器具の管理ノウハウが高い法人であります。さらに高い地域性及び公共性があり、過去の指定管理期間における指定管理協定を適正に履行してきた実績があります。次期指定管理期間においても、これまでと同様に履行できるものと期待されるところであります。さらに、本町の観光振興を図るためには、指定管理者との緊密な連携が必要であり、適正に管理運営ができる法人であると見込むためであります。次期指定管理者の候補として、観光協会へ申請書等の提出を依頼をしております。

指定管理者の選定につきましては、総合的に審査するために、川棚町観光施設管理者にかかる審査委員会を設置をいたしました。申請書の提出を受けました後に、川棚町の条例に沿ったものであるか審査を実施することとし、審査委員会へ依頼をしております。審査委員会は委員として、副町長、総務課長、企画財政課長、健康推進課長、税務課長でございます。審査委員会においては、観光協会から提出されました申請書や事業計画書等について、申請者からのヒアリングを行い、川棚町大崎自然公園設置条例第6条に記載をされている指定管理者指定の基準の各項目について、指定管理者の指定の基準に沿った内容であるかの審査を行っていただいております。審査の結果に

つきましては、「条例第6条の基準に基づき、総合的に判断した結果、施設の目的を理解したうえで、事業検討がなされている点や、利用者の視点に立ったサービス向上策、また、これまでの実績や経営方針も評価されることから、指定管理者として適格であると判断しました」との報告書の提出を受けております。

この審査結果をもとに、一般社団法人川棚町観光協会を次期指定管理者の候補として選定いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。なお、議案書に添付しております参考資料は、申請書の関係書類でありまして、事業計画書の大崎公園の管理運営に関する事項の部分でございます。

次に、議案第61号でございます。「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎保養・宿泊施設）」について、補足説明を行います。

町では、指定管理者の候補の選定を行う方法として協議を行っております。その結果、次期指定管理者の候補として、一般社団法人川棚町観光協会を指名することとなりました。理由といたしましては、本来の指定管理者の在り方は、施設を活用した収益事業となり、一般公募した場合には、決算余剰金の町への納付ができないこととなります。施設は町民の貴重な税金によって建設したものであり、地方債の償還が平成29年度までであるため、町としては決算余剰金の納付を期待するものでございます。

平成25年、26年度において、大規模な改修工事の施工を行い、当分の間、大規模な改修は必要ないと考えておるところでございます。

観光協会につきましては、平成26年度において、今後のリピーターとなっていただけるよう、また良いイメージを持っていただくために、本町で開催されたホッケー競技の国体運営に多大な協力をいただいております。観光協会長を町長が退き、現在、改革に取り組んでおられ、町としても観光活性化のために観光協会の改善努力に期待をしております。

今後も本町の観光振興を図るためには、観光協会と連携して取り組んでいく必要があります。また、大崎保養・宿泊施設の指定管理者制度を導入する以前から管理運営に携わっており、当該施設及び機械器具の管理ノウハウが高い法人であります。さらに、高い地域性、公共性があり、過去の指定管理期間における指定管理協定を適正に履行してきた実績があり、次期指定管理期間においても、これまでと同様に履行できるものと期待できるものでござ

います。

さらに、本町の観光振興を図るためには、指定管理者との緊密な連携が必要であり、適正に管理運営ができる法人であると見込むためであります。次期指定管理者の候補として観光協会へ申請書の提出を依頼いたしております。指定管理者の選定につきましては、総合的に審査するため、川棚町観光施設指定管理者にかかる審査委員会を設置し、審査提出を受けました後に、川棚町の条例に沿ったものであるか審査を実施することとし、川棚町観光施設指定管理者にかかる審査委員会へ依頼をしております。

審査委員会の委員は、議案第60号で説明しました委員のとおりでございます。審査委員会におきましては、観光協会から提出されました申請書や事業計画書等について、申請者からのヒアリングを行い、川棚町大崎保養宿泊施設設置条例第7条に記載されている指定管理者指定の基準の各項目について、指定管理者の指定の基準に沿った内容であるかの審査を行っていただいております。

審査の結果につきましては、「条例第7条の基準に基づき、総合的に判断した結果、施設の目的を理解した上で事業の検討がなされている点や、利用者の視点に立ったサービス向上策、また、これまでの実績や経営方針も評価されることから、指定管理者として適格であると判断した」との報告書の提出を受けております。

この審査結果をもとに、一般社団法人川棚町観光協会を次期指定管理者の候補として選定いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。また、今回より新たに修繕のために蓄えられる一定のものを修繕引当金としまして、余剰金の中から保有できることとし、申請要領に盛り込んでおります。この修繕引当金は、予見が困難で、かつ施設営業に多大な影響があるなど、急を要する修繕に迅速に対応し、施設利用者の利便性と安全性を確保するために設けたものであります。施設や設備が老朽化し、改修、交換の時期が到来するものや、一定規模以上の修繕、改良につきましては、町が別途負担または施工することといたしております。なお、議案書に添付しております参考資料は、申請書の関係書類である事業計画書の中の、施設の管理運営方針に関する事項の部分でございます。

次に、議案第62号でございます。「公の施設の指定管理者の指定の件（川

棚町大崎温泉施設)」について、補足説明を行います。

町では、指定管理者の候補の選定を行う方法として協議を行っております。その結果、次期指定管理者の候補として、一般社団法人川棚町観光協会を次期指定一般社団法人川棚町観光協会を指名することとなりました。理由といたしましては、本来の指定管理者の指定の在り方は、施設を活用した収益事業となり、一般公募した場合には、決算余剰金の町への納付ができないこととなります。施設は町の貴重な税金によって建設したものであり、地方債の償還が平成36年までであるため、町としては決算余剰金の納付を期待するところでございます。

観光協会は、町長が観光協会長を退き、改革に取り組んでおられ、町としても観光活性化のために観光協会の改善努力に期待をしております。管理運営につきましては、施設建設当初から管理運営に携わっていただいております。当該施設及び機械器具の管理ノウハウが高い法人であります。さらに高い地域性、公共性があり、過去の指定管理期間における指定管理協定を適正に履行してきた実績があります。今後も本町の観光振興を図るためには、観光協会と連携して取り組んでいく必要があります。

そのようなことで、次期指定管理期間においても、これまでと同様に履行できるものと期待できます。さらに、本町の観光振興を図るためには、指定管理者との緊密な連携が必要であり、適正に管理運営ができる法人であると見込むためであります。その後、次期指定管理者の候補として観光協会へ申請書等の提出を依頼したものであります。

指定管理者の選定につきましては、総合的に審査するため、川棚町観光施設指定管理者にかかる審査委員会を設置し、申請書の提出を受けました後に川棚町の条例に沿ったものであるか、審査を実施することとし、審査委員会へ審査の依頼をしております。

審査委員会においては、観光協会から提出されました申請書や事業計画書等について、申請者からのヒアリングを行い、川棚町大崎温泉施設設置条例第8条に記載されている指定管理者指定の基準の各項目について、指定管理者の指定の基準に沿った内容であるかの審査を行っていただいております。

審査の結果につきましては、「条例第8条の基準に基づき、総合的に判断した結果、施設の目的を理解した上で事業検討がなされている点や、利用者

の視点に立ったサービス向上策、また、これまでの実績や経営方針も評価されることから、指定管理者として適格であると判断しました」との報告書の提出を受けております。

この審査結果をもとに、一般社団法人川棚町観光協会を次期指定管理者の候補として選定いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。また今回より、新たに修繕のために蓄えられる一定のものを修繕引当金として、余剰金の中から保有をできることとし、申請要領に盛り込んでおります。この修繕引当金は、予見が困難で、かつ施設営業に多大な影響があるなど、急を要する修繕に迅速に対応し、施設利用者の利便性と安全性を確保するために設けたものであります。施設や設備が老朽化し、交換時期が到来するものや、一定規模以上の修繕、改修につきましては、これまでどおり町が別途負担または施工することとしております。なお議案書に添付しております参考資料は、申請書の関係書類である事業計画書の中の温泉施設の管理運営方針に関する事項の部分でございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ここで、しばら休憩いたします。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 説明を受けましたので質疑を行います。3件の一括議題ということであります。また、参考資料も配布をされているようでありますので、できれば共通する部分に対する質疑、そして参考資料と詳細にわたる質疑等について、少し区分けをしたいと思います。できれば、3件にまたがる大きな共通部分からご質疑をいただき、そのあとに詳細についての質疑ということで進めたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

1 3 番 森 田 まずですね、3件とも共通なんです。3件とも指定管理者は2期目が終了しようとしているんですね。来年の3月に終了します。過去はですね、3件とも公募しておったんです。間違いなく公募しております。そ

うしますと、今回は公募するしないかはですね、前に副町長がまだ分からないからということで、研究途上だという説明があっておりました。さてここでは、公募をしないで観光協会、一法人の指名ということになりつつあるんですね。そうすると、何がどう変わったのか、法令が変わったのか、あるいは解釈が変わったのか、そこでなぜ公募しなくて、資格審査みたいになっているんですね、現在ね。そういうふうになったのか説明をしていただきたいと思います。

産業振興課長 森田議員の質問にお答えいたします。

指定管理者の第1期、一番当初はですね、指名をしております。第2回目の時が5年前でございますけれども、その時は公募をしております。今回、指名ということでございますけれども、法令が変わったのかという質問でございますけれども、法令自体は変わっておりません。

公募しなかった理由につきましては、内部協議の結果でございます。以上です。

1 3 番 森 田 この件についてはですね、非常に重要なところがあるものから、私はですね、単に一つ観光協会だけが応募だったとしても、過去は行政ははっきり公募をしていただいたんです。今回も、もし公募したら応募業者があったかもしれないし、なかったかもわかりませんね。でも、今の課長のお答えではですね、公募しなかった理由がはっきりしてないんですよ。前の副町長はですね、検討中と言っていたんですよ。そういうことを言っていたんですよ。しかし突然ね、観光協会一社に独占指名というような格好になりつつあるんですが、理由がどうもはっきりしないんですが、もう少し分かりやすく説明してください。

産業振興課長 それでは公募でなく指名した理由がはっきりしないというご質問ですけれども、先ほど内部協議の結果ということでご説明いたしました。内部協議を役場の方で関係する部署等のメンバーで3度ほど協議をいたしまして、その結果で指名をすることとなったわけでございます。

5 番 三 岳 ただいまの森田議員の質問に対する答弁を聞いておっても、なかなか公募をしなかったと、指名したという理由がですね明確じゃないのかなと、私もそういう気がいたしております。ただあの、前回の全員協議会の中においてはですね、今回、指定ですか、指定をする話があったときにです

ね、先ほど、課長の説明で委員会を副町長以下課長等で委員会を構成して、そこで申請があって、その計画書について審査をしたということで、その全員協議会の中ではですね、たぶんこれは有識者を入れなさいという要望があっただけですね、検討しますという答えが返っておったと思いますが、その点についてはですね、有識者は先ほどの説明によれば、入っていないと、表現は悪いかもしれませんが、経営等についてですね、いわゆる専門的な知識を有する課長というのが、果たしていらっしゃるのか分かりませんがですね、そういった中での今回の決定をされて、議案として出されたという決定までのプロセスと言いますか、そういった審査の内容的なものについてですよ、資料としてそういったものは、会議録とか、そういったものがあれば、この場じゃなくて結構ですけども、例えば付託になって、産業建設文教委員会に提出していただくということはできないのでしょうか。提出できなければ、どういったプロセスで決定されたのかという部分をもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

産業振興課長 ただいまの三岳議員のご質問ですけれども、私どもが設置をしました審査委員会、これにつきましては内部の者ということで説明しましたがけれども、これは申請書が出たものが、町の条例に沿ったものであるかという判断のための委員会でございます。

もとい、有識者等を入れなかったかということで、森田議員の質問の中にも内部の協議をしましたということで、お答えをしたわけですけれども、その時にどういう方が外部からいらっしゃるかというようなことも内部協議の中で検討いたしました。それで、例えば経営であれば商工会の関連の方とか、弁護士であるとか、いろんな方を考えられたわけですけれども、私どもといたしましては、商工会会長にお願いするにしても、観光協会の理事になっておられまして、いわゆる観光協会の内部の方となってしまいます。そういうことで、なかなか人選が難しいということで、最終的には内部で協議をいたしております。

会議録につきましてはですね、私たちの内部資料としては持っておりますけれども、それが委員会の方に提出できるかは、こちらの方で検討させていただきたいということで考えております。以上です。

5 番 三 岳 今ここにですよ、審査をされたというのは、ここにあります資

料として付いておりますね事業計画書、これを審査をされたという理解でよろしいんですか。そうなればですね、例えば、一項目ずつ実際どうなのかという、こういうふうにしますよという計画書ですよ、これはですね。というのは、今までの実績を踏まえての計画書で、新たな事業等が出てきているわけですね、そういったものについてもですよ、そういう事業を極端に言えば、やることを前提にですよ、決定されたという捉え方でよろしいんですか。

産業振興課長 私が説明の中で申し上げました川棚町観光施設指定管理者に係る審査委員会、この会につきましてはですね、申請書を町の条例に沿ったものか審査をしたということです、新たな事業も含めて検討されたということであれば、申請書に書いてある分をですね、取り込んで審査をしたと。すべてのものを見て審査をしたということです。

1 3 番 森 田 それではですね、60号ではなく、61と62に共通しておりますので、この両方についてお尋ねをいたします。

審査申請書の一部でしょうけれども、手元に配っていただいておりますね。これにはですね、過去5年間の結果が両方とも載っております。決算状況がですね載っておるんですよ。そうすると、これからですね、申請をしようとする企業体がね、町に指定管理者として指定してくださいと申し出をしておるのに、事業計画はですね、文章ではいろいろ書いてありますよ。でも経営計画、事業計画と経営計画が多少違うんですよ。要するに経営計画というのはね、数字的なものを出すべきだと思うんですが、そういうのは出ていないんですか。それとついでに何回も質問できませんからついでに申し上げますけれども、それが一つですね。

両事業とも調定納付金というのがずっと続いておるんです。くじゃく荘については、あと2年ぐらいだと承知しております。それからしおさいの湯は、あと7、8年ぐらいはあるんですかね。そういうのがどうなるのか。あるいはですよ、もしかして審査委員会は、行政ですから、過去の数字は知っているでしょうけれども、これからのやつはどうしても数字的な計画はいるんですよ。それは審査委員会では、ただこれだけで審査をしたのか。数字的な経営計画も審査したのかどうかですね、この山口町長のはですね、重大な公約なんですよ。ですから大事にしていかなくちゃいけない。観光事業の再生を山口町長はトップに挙げておるんですよ。重大なことです。そういう

ことなので、この指定についても我々も真剣に考えなくちゃいけないということでお尋ねしております。

議 長 森田議員、先ほどの質問の中で、調定納付金の残りがと言われたようでしたが、起債の残りの分でしょ。

1 3 番 森 田 調定納付金の過去の実績は、行政方は当然ご存じなんですね。これから先どうなるのかということも、できたら我々は知りたいなということ。それから審査委員会はですね、そういう申請にあたっての、ここでわれわれがもらっている資料のほかにもらっておって、そういったものを含めて調査したのかどうかということも問うておるんです。

議 長 そういう意味ですね、はい。

産業振興課長 申請書の中ですね、その書類につきましては、本日参考資料として、いわゆる基本方針的なところをつけさせていただいております。その申請書につきましては、その他にも書類がございまして、事業計画の部分でありますとか、経営計画の部分、こういうものは提出をされております。その中にですね、協定納付金、このことも記載をしてあります。委員会で数字的なものも審査したのかということをございますけれども、申請書のすべてを委員会の方に提出しておりますので、すべてを含んで審査をしていただいております。以上です。

1 3 番 森 田 それでは私は3回目で終わりますから、先ほど、課長にもいろいろ私申し上げております。とくに、参考資料関係、審査申請を受けるにあたって、指定管理者の指定を受けるにあたっての提出書類、あるいは資料、そういうものをですね、この本会議で出してくれというのは事実上無理でしょうから、おそらく他の委員会に付託になるんじゃないかと私予想しているんですよ。そういうときにはですね、そういう資料関係をあからさまにですね、何も極秘にする必要ないと思うので、あからさまに委員会に提出してあげたらどうでしょうか。

産業振興課長 それにつきましては、資料としてはかなり多いページ数になりますので、委員会の方から求められたら提出することは検討したいと思えます。以上です。

1 2 番 田 口 すみません、ちょっとつままないこと聞きますが、大崎保養温泉施設の事業計画書というのがついておりますけれども、一番下の行、1ペ

ージ目ですね、下の2行ですけど、過去5年間でもっとも収入が多かった額が1億9,750万円、平成25年度と書いてありますが、上の表を見ると、平成21年度の方が多んじゃないかと思うんですけども、間違いですか、それとも何か理由があるんでしょうか。

産業振興課長 田口議員、ちょっと聞きもらしたんですが、大崎保養宿泊施設の件でよろしいですか。

1 2 番 田 口 参考資料、事業計画書というやつ、1ページ目の下2行についてですが、過去5カ年度でもっとも収入が多かった額1億9,750万円って書いてあるんですけど、平成25年度。その上の表を見ると、収入の多いのは21年度じゃないかと思われるので、この説明が分からないなと思ったので聞きました。

産業振興課長 これにつきましては、誤りであるかどうか、私もつい先日気づいたんですけども、すみません、確認ができておりません。これについては、申し訳ありませんが、後で訂正をさせていただきたいと思います。

1 5 番 山 口 今ですね、3件の指定者の議会への提出があっておるんですけども、これは全部、説明を聞きましたらですね、ここに付いている資料というのは、観光協会から出された事業計画書なんですね。これをもとに、当然、町の方で審査をされた。じゃあ審査の結果何かと、総合的に判断した結果であると。当然、この中身を審査した経緯を、こういうかたちで審査した。そして、いいですか、こういうふうに審査をしていきましたよと、そしてこれがトータル的に見て、総合的に適格であると判断したから、ここに議案として出しました。そうやっていただかないとですね、判断のしようがないわけです。たった言えるのは、総合的な判断の結果、総合的な判断の結果と。中身をどのように精査されたのか、本来はその資料がここに出てこなければ、この資料というのは、あくまでも観光協会が出した資料であって、町がこれをもとに審査をされたわけです。じゃあ審査の経緯はどうなっているのか、どういう点をどのように審査されたのか、そのところがですね明確な説明がなければですね、判断のしようがないわけです。できれば、そのところの詳しい資料、もしくは説明をお願いしたい。

町 長 山口議員からの質問、森田議員、三岳議員からの質問に私の考え方を申し上げたいと思います。

まず、最初に森田議員から質問がありました、これまでの経緯でございますが、10年前に指定管理者として指定をしております。このときには、公募によらずに指名によって指定をしております。前回、5年前に公募によって指定をしております。今回は、公募によらずに、いわゆる指名をして指定をしようとしております。ここで、なぜ公募をしないのか、しなかったのか、公募する必要はなかったのか、これにつきましては、前回、全員協議会を開いてもらいまして担当の方で説明をさせていただきましたが、その時にもそういうご意見をいただいたということは十分承知をいたしております。

先ほど、それに関して森田議員の方から前副町長は公募することで検討しているというような発言をなさいましたが、実はそうではないので、彼の名誉のためにもここで、この部分については否定をしておきたいと思っております。ここにその時彼が発言した原稿がありますけれども、現在の条例では、一般公募の具体的な方法の定めがありませんので、するとした場合には要領などを定めておく必要がありますと。公募をすべきであるかどうか、起債償還が終了するまで一般公募は無理ではないのか。募集範囲を限定した公募にすべきではないか。大崎自然公園の管理については、管理委託ではないか。昭和44年から現在まで管理運営をいただいている観光協会においてお願いする方法が良いのではないかと、多くの問題で検討をしているところでありますと、こう答えております。まずそのことをご理解いただきたいと思います。そこで、これまでの経過であります、例えば、くじゃく荘につきましては、昭和44年の長崎国体の開催の折に建設をされております。その時に、これをどこに管理してもらおうかということで、その受け皿として川棚町観光協会が設置されております。その後、観光協会は昭和46年に社団法人として法人化を得ておりまして、平成26年4月1日からは、一般社団法人になっております。そういった経過があることがまず第一点でございます。そこで、当初は、公の施設を管理する場合には、委託契約の方法によって管理をいたしておりました。ところが、平成15年に地方自治法の一部が改正されまして、公の施設の設置管理及び配置の中で第3項に地方公共団体を公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要であると認めるときは、条例の定めにより法人その他の団体であって、当該普通公共団体が指定するもの、これがいわゆる一般的に言う指定管理者であります。指定するものに当該公

の施設の管理を行わせることができるということで一部改正がなされました。そこで、今まで委託契約で管理をしてもらったものが地方自治法の一部改正によりまして指定管理者制度というのを新たに設けて、こういった方法で川棚町もすべきではないかということで、実は5年前の委託契約から指定管理に変わったという経過がございます。そして、第6項には、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないというような規定がございます。

戻りまして、第3項では、条例の定めるところによりということが書いてありますので、その条例を定めておりますが、それによりますと指定管理者指定の基準というところに、まず町長は指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者として、これを指定するというところでございます。この候補者の選定をする場合に、公募をしなければいけないのか、あるいはすべきではないかという問題が当然出てくるわけでございます。ところが、本町の条例では、そういった規定がございません。実は、平成16年の最初に指定管理者に指定をしようとしたときの、その時に条例を制定しておりますけれども、その時は、公募によって指定管理者を選定した方がいいのか、あるいは指名によってした方がいいのかという議論が役場内でなされております。そして、この地方自治法の専門的な解釈を行うための、例えば株式会社ぎょうせいであるとか、あるいは長崎県町村会であるとか、そういったところに調査をいたしまして、意見を求めて公募によらなくてもよい条例を川棚町は制定をいたしております。そういった条例を制定しながら、前回、なぜ公募をしたのかということになりますけれども、これはその時の時代の状況によって公募をなされたもの、このように理解をいたしております。そして、前回、公募をしたわけでありましてけれども、その時の議会の議事録を見ますと、広く公募にはなっていないと。ただ、玄関に募集の張り紙をただけで、広く公募をするという意味においては、少し問題があるのではないかというふうな、議会で議員の何名かから発言がっております。そういったことで今回、調査をいたしまして、そして観光協会のこれまでの、いわゆる川棚町が進めております観光事業の活性化については、観光協会とこれまで車の両輪で進めてきたという、そういったいろんな経過を判断いたしまして、やっぱり公募をせずに指名によって選定をし、そして議会のご理解をいただ

こうということで今日の提案になっているところでございます。法律にも条例にも公募という言葉は一切ございません。したがって、なぜ公募をしないのか、公募をすべきではないかという、そういった議員のお考えについては、そういうことでしておりませんので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

それから、山口議員がおっしゃった、そういったことで、候補者を選定する経過の中で、役場内部で川棚町観光施設指定管理者に関する審査委員会を設けて、その審査に付しております。そしてその審査委員会から適当であるという答申を私にいただきましたので、それによって今回の議案提案となっております。そこで、審査の経過につきましては、副町長が審査員でありますので報告をさせたいと思えます。

副町長 ただいま町長の方から審査委員会のことについてありましたけれども、私はその審査委員会の委員長ということになっておりました。それで、この審査についてどのような審査をしたかと言いますと、報告書を作るまでに4回会議をいたしております。審査基準といたしましては、それぞれ条例にあります指定管理者の基準に基づいて、その審査をいたしております。条例の中にあるのは、事業計画が温泉施設の条例の設置目的にしたがい住民の平等利用が確保されること。事業計画は温泉施設の設置目的に即した適切なものである。効果的、効率的な管理運営を実施できること。事業計画に沿った管理を安定して行う物的人能力を有すること。条例の目的に照らして、設置者との連携が十分に図られるものであること。こういったことについて、条例の基準に基づいて申請者が適当かどうかという審査をいたしたところでございます。以上です。

1 5 番 山 口 条例のですね、基準に基づいて審査したと。では条例の基準というのが、どこにどのようになっているのか、そして、その審査をした結果ですね、全てが本当に適格であると判断したのか。それぞれの項目がどうかたちで審査されたのかですね。審査の内容というのを出していただかないとですね、総合的な判断ではですね、判断のしようがないわけですよ。今副町長から口頭で言われたんですけれども、こういう項目について基準に合っているかどうか審査をしたと。審査した結果どうなのかと。そこを出してもらわないと判断のしようがないわけですね。本日の議案書についてもですね、正直申し上げて参考資料だけなんです。参考資料というのは、あくま

でも観光協会が出した事業計画書である。そういったものをもとにしてですね、審査されたわけです。そこまでの資料というのがなければですね、判断のしようがないというのが、判断をするのに非常に難しいんじゃないかと。できれば、そういった資料まで提出できないか、口頭で説明されても、とても追いかける事項ではございません。それは可能なのかどうかですね、それについてお答えをお願いしたい。

副 町 長 これは当然、町の文書でございますので提出はできます。委員会の方で、今度あるときにそういう要望があれば提出したいと思います。

議 長 今の件については、委員会からの付託という方向がありますので、その折に提出ということで、その件はよろしいですかね。

2 番 竹 村 川棚町大崎自然公園事業計画書、参考資料として出ているものの中から尋ねたいんですけれども、アーチェリー場がドッグランに利用されていること。これはこれまでも長く利用されていることですから、今さらという感じももたれるかもしれませんが、他に新たにですね、海水浴場については、マリンスポーツさんという名前が出てきておるんですね。それで、これで一つには牡蠣小屋等を設置されているように聞きますけれども、これは川棚町の施設、それを指定管理を受けた観光協会が特定の第三者に継続的に使用させるということになるのかなと。これが指定管理の在り方として、果たして適当なのか。そこらは事業計画についても審査をされたということですので、どういう判断をされたかということをお尋ねをしたいと思います。

また、このマリンスポーツさんのところではですね、トイレのウォシュレット化及びトイレの塗装、シャワーの温水施設も行っていただきました。これは本来、こういったことは町がやるべきことであろうと。町の施設ですからやるべきであろうと思いますけれども、これはマリンスポーツさんというところがなさったという書き方なんだろうと思いますけれども、町の施設をこれからいろんな活用方法を考える中で、マリンスポーツさんに使っていただくことはやめてほしいという状況が出ることもあり得る。そういったときに、その方によって改良をなされたことが、使用をやめていただくような場合が生じたときに足かせとならないのかなというような気がするんですけれども、そういったことは、どう捉えておられますか。

副 町 長 今ご指摘のように、私もこれを見て、すぐにそういうふうには思いました。それで、ヒアリングのときにどういうことですかということを尋ねております。マリンスポーツさんとは契約をされておるようでして、こちらがそういったことを、向こうの意に反することでもやめてもらえばやめてもらうようなことを考えていると。それとトイレのウォシュレットについても、そういうときには元のかたちに戻してもらうということをきちんと話しております。契約まで私は覚えていませんけれども、そういったことで話はしているというようなことでございました。以上です。

2 番 竹 村 いわば解約というのが当たるか分かりませんが、解約がなされるときには原状回復であるとか、そういったことがなされると。それはそれでいいんだろうと思いますが、そもそもそういった第三者の継続的な利用を受け入れるということ自体は、指定管理の性格からいって受け入れられるものという判断をされているのでしょうか。

産業振興課長 これにつきましては、町が指定管理者に指定をして管理してもらっているんですけれども、それを第三者に貸すと、使用してもらうというのはですね、あまり好ましいことではないのかなと思っております。県の施設等もですね、そのような状況になっておるんですけれども、県の施設を私も町が借りておる、それを指定管理者に貸しているというような状況もございまして、あまり好ましくないということで県の方から言われているところもございしますので、好ましくはないと考えております。以上です。

2 番 竹 村 好ましくないのであれば、そういったことで理解をなさっているのであれば、何らかの整理を、こういったこともできるんだっただけかというように何かの根拠があれば、私どもも納得しやすいですし、もし好ましくないのであれば、何らかの更新に際してですね、きちんと町民にも説明できるような整理の必要があるんじゃないかというふうに思いますけど、どうでしょう。

産業振興課長 ただいまの竹村議員のご質問ですけれども、更新のときにちゃんと整理をするべきじゃないかということですが、その点につきましては、県の方と現在の県の施設のこと等も含めて確認をしまして、整理をしたいというふうには思っております。以上です。

2 番 竹 村 既存の施設をですね、活用して賑わいを作り出すということは

大事なことであろうと思うんです。整理するについてもですね、こういったことができるような整理の仕方というものをですね、探すことができれば、そういった方向でですね、検討していただくことができればと。それと、さつき副町長が答えたような何かしらあった時に問題が生じないような整理の仕方を考えていただければと思います。今までドッグランとか、歴史がありますし、それなりの固定客もついているんだらうと、間接的には大崎公園に寄与している部分もあるんだらうと思いますし、大崎の海水浴場が休閑期には、何らかの活用という方策で、現状のようなものがあるんだらうと思いますし、それがまったくだめだということのもさびしい部分がありますので、ぜひ活用できる方法での整理を検討していただければと思います。

5 番 三 岳 この3つの施設の位置づけというのは、町民の健康とか保養施設という捉え方もあらうと考えますが、私は最終的にはですね、先ほど森田議員が質問されたんですけれども、今回、この計画書が出されておりますので、少なくともですね、今後5年間の収支の見込みですよ、そういったものについてはですね、現段階でどのようになるのかというのを提示しないと、もう経営はできないよという状況になってはいけませんから、最低でも収益がなくても赤字にはされんわけでしょうからね。そういった収支計画書というのが、ここには25年度までしか載っていないわけですね。それ以降の収支計画についてもですよ、ぜひこの場じゃなくても結構です。委員会あたりに提出をお願いしたいと思います。

副 町 長 今、三岳議員が言われた資料については提出したいと思います。それと竹村議員からありました指定管理者がそういった施設を貸すことについてはどうなのかという質問でしたけれども、指定管理者が、その全部をまた貸しするようなことは、それはいけません。ただ、その一部についてはですね、賃貸するというのは問題ないと思います。ただもう一つ言われているのは、海水浴場とか海を使うのがどうかという問題にもなってきますけれども、これについては一つは、漁協とも話をして、漁協もOKですよという了解をとったということを聞いておりますので、それはそれでいいのかなと思いますけれども、そのへんもっと精査を町の方でもしたいと思います。以上でございます。

議 長 他に質疑はありませんか。質疑なしと認め、これで質疑を終わ

ります。

ただいま議題となっています議案第60号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」から、議案第62号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」は、産業建設文教委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第60号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎自然公園）」から、議案第62号「公の施設の指定管理者の指定の件（川棚町大崎温泉施設）」は、産業建設文教委員会に付託することに決定いたしました。

（15：05）

議 長 次に、日程第17、請願第2号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」を議題といたします。これより紹介議員の説明を求めます。

14番久保田 請願第2号、平成26年10月31日、川棚町議会議長初手安幸様、請願者、全国B型肝炎訴訟九州原告団代表梁井朱美。住所、福岡市西区姪浜4-8-2、3階姪浜法律事務所内、連絡先092-894-1781。紹介議員久保田和恵です。

件名、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願。
請願の趣旨。貴議会において、ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成について、衆参両議院内並びに政府（内閣総理大臣・厚生労働大臣）に対して、別紙事項を内容とする意見書を提出していただくよう請願します。

請願事項。1、ウイルス性肝硬変、肝がんにかかる医療費助成制度を創設すること。

2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、請願いたします。

1、請願理由。（1）現在、我が国におけるウイルス性肝炎患者は350万人以上と推定されるところ、国はウイルス性肝炎患者（肝硬変、肝がん患

者を含む) に対するインターフェロン、核酸アナログ製剤を中心とする一定の抗ウイルス療法について、国と自治体の予算に基づく医療費助成を実施している。ウイルス性肝炎患者に対してかかる特別な措置がとられるにあたっては、平成21年制定の肝炎対策基本法の前文にあるとおり、国内最大の感染症であるB型肝炎及びC型肝炎にかかるウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、またその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがあり、C型肝炎の薬害肝炎事件につき国が責任を認め、B型肝炎の予防接種禍事件について最終の司法判断により国の責任が確定したことが周知の歴史的前提である。

(2) しかしながら、国が実施している現行の医療費助成の対象は、上記のとおりインターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されており、これら治療法に該当しない肝硬変・肝がん患者の入院・手術費用等はきわめて高額にのぼるにもかかわらず、助成の対象外となっている。

そのため、より重篤な病態に陥り、就業や生活に支障をきたし、精神的・肉体的に苦しみつつ経済的・社会的にもひっ迫している肝硬変・肝がん患者に対しては、いっそうの行政的・社会的支援が求められるところであり、国の「平成26年度予算要求にかかる肝炎対策推進協議会意見書」でも、厚生労働大臣に対し予算として必要な措置として、「肝硬変・肝がん患者を含むすべての肝炎医療にかかる医療費助成制度を創設する」ことがあげられている。

(3) ところで、B型肝炎訴訟については、平成23年の国と原告団との基本合意締結、B型肝炎特別措置法の制定にあたって、国は「予防接種時の注射器打ち回しによるB型肝炎ウイルス感染被害者は、40数万人に及ぶ」と繰り返し言明してきた。しかしながら、基本合意から2年以上を経た今日においても、B型肝炎訴訟の原告として給付金の支給対象にたりうる地位にあるものは1万人程度にすぎず、大多数の被害者は救済の入り口にさえ立っていないのが現状である。被害者数と原告数とのこうした齟齬が生まれる最大の要因は、長年にわたって国が注射器打ち回しの予防接種禍の実態を放置し、平成元年のB型肝炎訴訟の最初の提起後も、予防接種禍の実態調査等を怠ったことで、時間経過により母親が死亡するなど予防接種禍を立証する医学的

手段を失った被害者が膨大に存在することである。

(4) 他方で、C型肝炎についても時間の経過に伴うカルテ廃棄等の理由により薬害であることの被害立証が困難となった多数の被害者が存在することは容易に推定できる。また、一定時期までは感染を回避することが簡単でなかったとはいえ、輸血によってB型・C型肝炎ウイルスに感染した者、あるいは因果関係の立証がB型肝炎に比べて医学的に困難ではあるが、客観的には予防接種その他の注射時に注射器の打ち回しによりC型肝炎ウイルスに感染した者など、わが国には医療行為に関連してウイルス性肝炎に感染した多数の肝炎患者が存在し、「国民病」としてのウイルス性肝炎は、また全体として「医原病」としての性格を濃厚に帯びている。そのため、近年ではすべてのウイルス性肝炎患者に対し、より厚い行政的対応を求める国民の声が広がっている。

(5) このように、肝炎対策基本法制定後の事態の推移は、わが国のウイルス性肝炎が「国民病」かつ「医原病」としての本質をもつことをますます明らかにし、とりわけ国の責任が明確化され、国が多数存在することを認めているB型肝炎の予防接種禍被害者ですら、その多くが立証手段を失って司法救済の対象とならないという厚労行政の矛盾がいつそう鮮明となっている。

ここにいたっては、肝炎対策基本法前文の基本精神に立ち返りつつ、法制定時よりいつそう明らかとなった「国民病」「医原病」としてのウイルス性肝炎の特異性に思いをいたし、厚労行政を担う国の責任において、一般疾病対策の水準にとどまらない患者支援策をすすめるべきである。とりわけ、高額な医療費負担と就労不能等の生活困難に直面しているウイルス性肝硬変・肝がん患者については、毎日120人以上の方が亡くなっている深刻な実態に鑑み、現在は助成対象とはなっていない医療費にも広く助成をおよぼすよう、早急に制度の拡充・充実を図るべきである。

また、肝硬変患者に対する生活支援制度である障害年金については、基準の明確化を図りつつ適正な認定範囲の実現に配慮した基準見直し作業が進んでいる。しかし、同じく肝硬変患者に対する生活支援の制度である身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度（障害者手帳）は、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が

報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘が現場の医師からも多くなされているところである。そこで、障害者手帳の認定基準についても、早急に患者の実態に配慮した基準の緩和・見直しを行うべきである。

(6) 以上より、貴議会において、地方自治法第99条の規定により衆参両議院並びに政府（内閣総理大臣・厚生労働大臣）に対し意見書を提出していただくよう請願します。

以上、紹介議員として長くなりましたが、読み上げて説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第2号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」は、総務厚生委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって請願第2号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(15:17)

議 _____ **長** 次に、日程第18、請願第3号「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」を議題といたします。これより紹介議員の説明を求めますが、あらかじめお諮りをいたします。

請願第3号については、川棚町議会会議規則第92条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思っております。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって請願第3号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより紹介議員の説明を求めます。

8 番 波 戸 請願第3号につきましては、請願書の朗読を持ちまして説明といたしますので、意見書を提出していただきますようお願いいたします。

平成26年11月14日、請願書、川棚町議会議長初手安幸様、請願者、川棚町百津郷169-31、川棚町の教育を考える会会長中島三代治。紹介議員波戸勇則。

未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願。

要旨。教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元することを含め、義務教育費国庫負担制度を堅持し、子どもたちに十分な教育を施すための必要な財源を将来にわたり確実に確保されるようにするため、意見書を提出していただきますよう請願いたします。

理由。義務教育は憲法の「教育の機会均等」と「義務教育無償の原則」に基づいて、子どもたち一人ひとりに国民として必要な基礎的資質を培い、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っています。豊かな教育の保障は国の社会基盤形成の根幹であり、義務教育の全国水準の維持向上や機会均等の確保は国の責務でもあります。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等及び義務教育費無償の原則として、全国のどこで学んでも子供たちが等しく教育を受けることができるようにするとともに、自治体間における教育水準に格差を生じさせないようにするため制定されたものです。

しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（データのある31カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重

要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

教育予算は、未来への先行投資です。子どもたち一人ひとりが大切な未来の担い手です。どの地域の子どもたちにも格差のない行き届いた教育が保障されるよう、義務教育費国庫負担制度について意見書を提出していただきますようお願いいたします。格段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

なお、意見書の提出先ですが、ご決定いただきました場合には、14日の選挙後に組閣等に変更が生じた場合には訂正をお願いいたします。また、請願書及び意見書案の点がコンマになっていることに気付かずに提出しました。申し訳ありませんでした。以上で、説明を終わります。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第3号「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって請願第3号「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」は、採択することに決定をいたしました。

(15:23)

議 長 次に、日程第19、請願第4号「消費税10%増税を中止する意見書提出についての請願」を議題といたします。これより紹介議員の説明を求めます。

14番久保田 請願第4号、平成26年11月26日、川棚町議会議長初手安幸様、請願者、川棚町中組郷1560-1、氏名、東彼民主商工会会長戸崎和久、電話番号82-4704。紹介議員久保田和恵。

請願書を読み上げて説明とさせていただきます。

件名、消費税10%増税を中止する意見書提出についての請願。

請願の趣旨。11月相次いで発表された新聞やテレビの世論調査で、来年10月から消費税の税率8%から10%への引き上げについて、7・8割に達する国民が増税に反対していることが明らかになっています。

消費税再増税反対の世論が急速に高まっているのは、4月からの消費税率8%への増税が、国民の消費を落ち込ませ、経済を急速に悪化させているだけでなく、発足から2年近くなる安倍政権の経済政策「アベノミクス」が、国民の暮らしを悪化させ、日本経済を破綻への道にしていることがだれの間からも明らかになってきているからです。

71%が消費税を「引き上げられる状況ではない」と答えた「朝日」の世論調査では、安倍政権の経済政策で暮らし向きが「よくなった」という答えは4%しかなく、「変わらない」は66%、「悪くなった」は28%です。4月の増税前の調査に比べても「変わらない」が減り、「悪くなった」が増えています。再増税延期が81%を占めた「読売」の調査でも安倍政権のもとでの景気回復を「実感していない」という答えが79%と圧倒的です。

しかしながら安倍政権は、消費税10%への増税を先送りしてでも実施すると報じられています。しかし、8%への増税で、ますます地域経済や国民の暮らしが深刻さを増している中、地域経済の土台を支えている中小業者の影響と生活も「限界」にきています。これ以上、日本経済や地域経済を悪化させないためにも10%への増税は「きっぱり断念」すべきです。

請願事項「消費税10%への増税を中止する」ことを求める意見書を政府に提出してください。以上、請願いたします。以上で説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

1 2 番 田 口 現在、衆議院選が行われておりますが、この請願事項の内容についての意見を言っているような政党もあるように思います。また、安倍政権の方は先送りするとは言っていますが、29年4月に必ず実施するということまで強く言っていないような気もいたします。いずれにせよ現状では10%への増税は2年半後になると思うので、タイミング的に請願は今採択するかどうかというのは、タイミング的に少し疑問がありますが、そこらへんについてのお考えはどうでしょうか。

1 4 番 久 保 田 田口議員の質問にお答えいたします。29年4月から実施すると安倍政権は強く言っていないとおっしゃっていますが、安倍首相は29年の4月、1年半先送っての10%の実施は明言しております。私たちはタイミング的に少しどうかということをおっしゃっていますが、やはり中小業者の方にも、これ以上の消費税のアップは耐えられないと。農家さんに聞いても、花農かさんに聞いても、今の8%でさえ痛みは強いと。だから10%にされるのは困るというふうにたくさん聞きます。私たちのアンケートの中でもですね、今の生活が苦しい理由は、8%の増税によるものであって、これから更なる10%の引き上げはとても耐えられないという答えが多く帰ってきております。だからタイミング的には疑問があるとおっしゃっておりますが、私たちは請願人の気持ちをくみ取っていただいてですね、ぜひご審議していただきたいと強く思います。

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第4号「消費税10%増税を中止する意見書の提出についての請願」は、総務厚生委員会に付託したいと思っております。これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって請願第4号「消費税10%増

税を中止する意見書提出についての請願」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(1 5 : 3 1)

議 _____ **長** 以上を持ちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 5 : 3 1)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____